

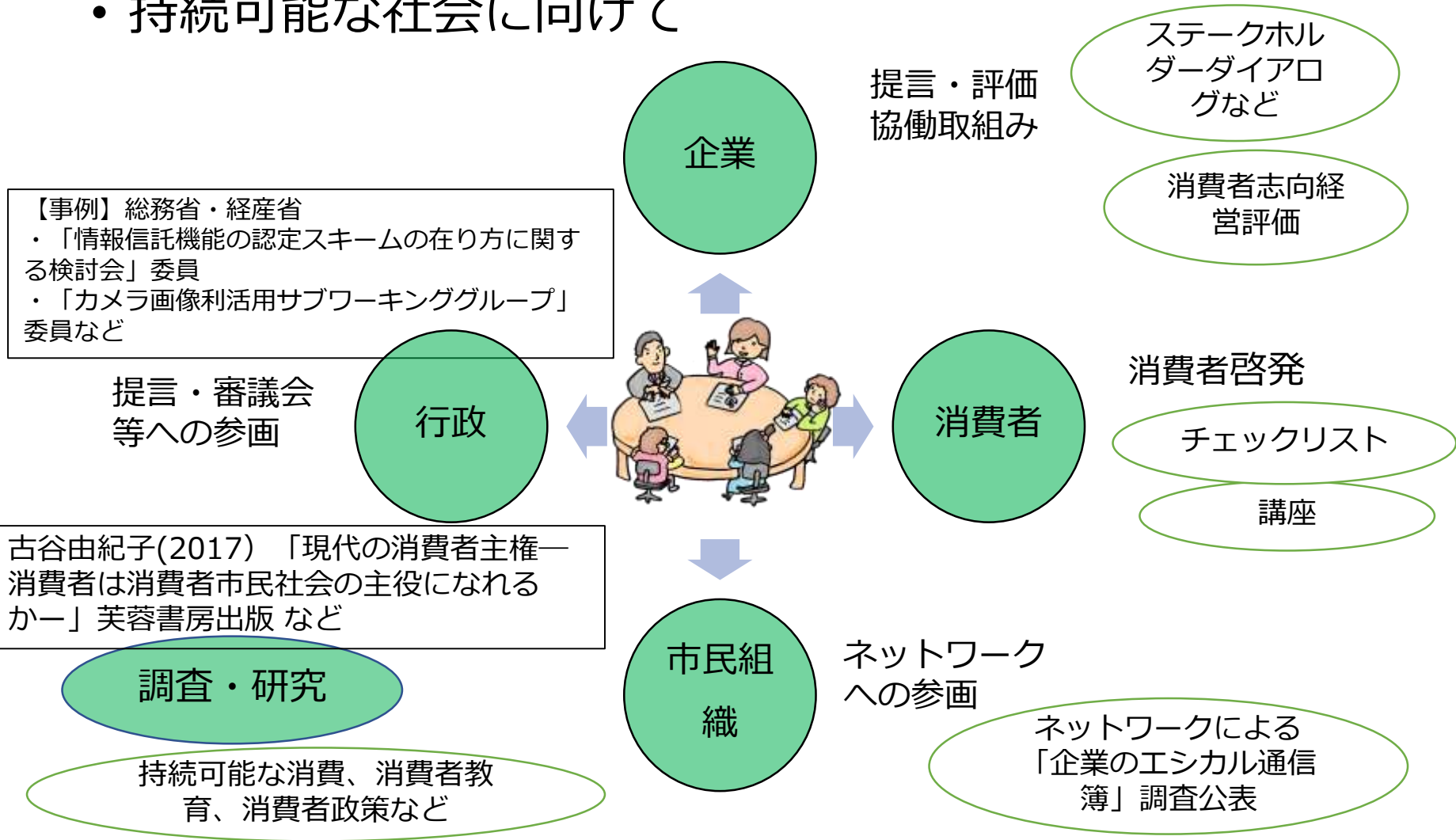
# データ流通社会と個人 ービジネスと人権の視点ー

サステナビリティ消費者会議 (CCFS)

代表 古谷由紀子

# 「サステナビリティ消費者会議」の活動

## ・ 持続可能な社会に向けて



# 1. 進む個人起点のデータ流通(1)

- 個人データ活用における個人参加・関与の動向
  - OECD「プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドライン」(1980年)
    - 自己(データ主体)に関するデータの所在及び内容を確認させ、または異議申立を保証するべきである。(個人参加の原則)
  - GDPR (EU一般データ保護規則)
    - 忘れられる権利 (消去する権利)
    - データポータビリティの権利
    - プロファイルに関わる権利 など
  - MyData原則 (MyData Global 2018年10月設立)
    - 「パーソナルデータに関するパワーバランス」を認識し、個人をエンパワーメント
- 官民データ活用推進基本法 (2016年成立)
  - 【目的】
    - 官民データ活用の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、国民が安全で安心して暮らせる社会及び快適な生活環境の実現に寄与する。
  - 【基本的施策】
    - その一つに「官民データの円滑な流通を促進するため、データ流通における個人の関与の仕組みの構築等」(12条)
      - 個人の関与の下での多様な主体による官民データの適正な活用 (いわゆる情報銀行、データ取引市場)
      - (出所：2017年3月 内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室 資料)

# 1. 進む個人起点のデータ流通(2)

- 個人情報保護法

- 第17条（要配慮情報取得の本人同意）、第23条第1項（第三者提供における同意）、第27条（通知）、第28条（開示）、第29条（訂正等）、第30条（利用停止等）

- 総務省 情報信託機能の認定スキームの在り方に関する検討会

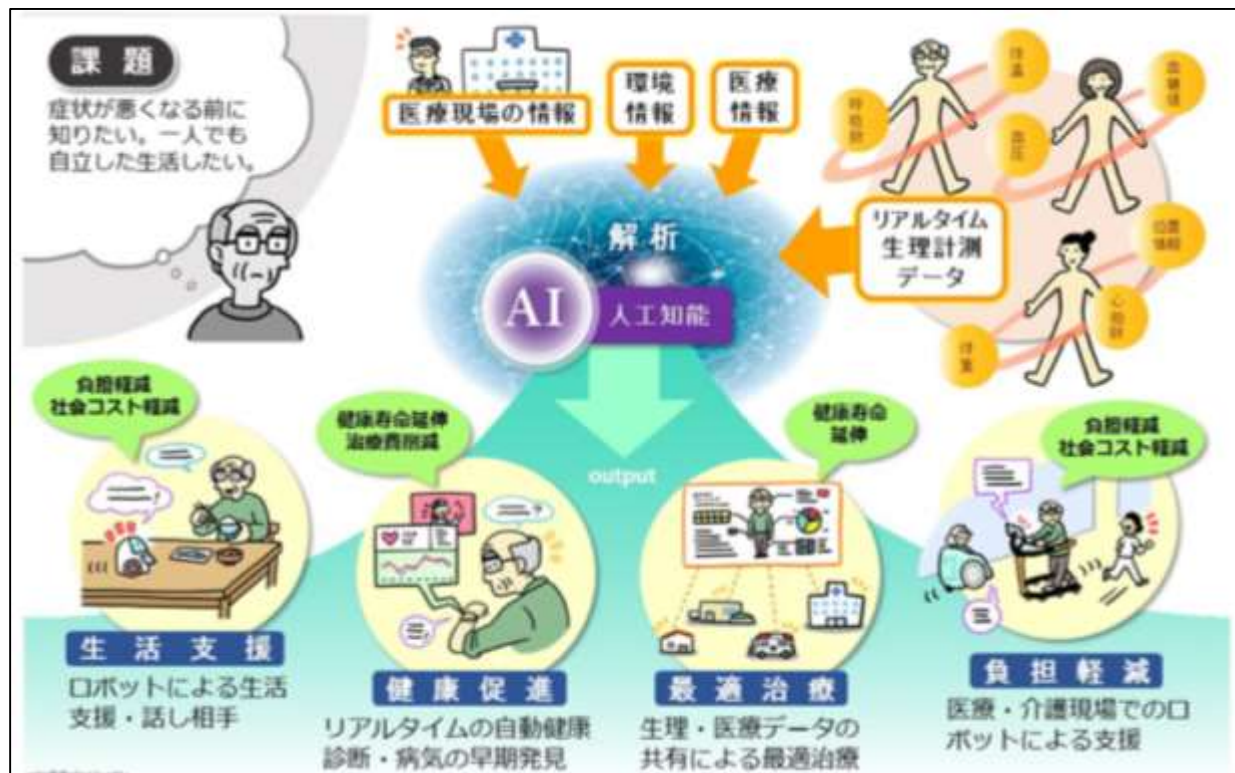
## 「情報信託機能の認定に関する指針Ver.1」（2018年）

- （はじめに）・・・認定の仕組みを有効に機能させるためには、個人情報保護法の趣旨も踏まえた、また、本人の関与という要素を十分に取り込んだ「認定基準」や「モデル約款」が非常に重要・・・
- 「情報銀行」は、実効的な本人関与（コントローラビリティ）を高めて、パーソナルデータの流通と活用を促進するという目的の下、本人が、個人情報の第三者提供を本人が同意した一定の範囲において、信頼できる主体に委任するというもの。
- （出所：総務省Web）

Ver.2策定へ  
(2019年)

## 2. 事例から考える(1)：医療・介護

- Society 5.0では、各個人のリアルタイムの生理計測データ、医療現場の情報、医療・感染情報、環境情報といった様々な情報を含むビッグデータをAIで解析することにより、「ロボットによる生活支援・話し相手などにより一人でも快適な生活を送ること」「リアルタイムの自動健康診断などでの健康促進や病気を早期発見すること」「整理・医療データの共有によりどこでも最適な治療を受けること」「医療・介護現場でのロボットによる支援で負担を軽減すること」といったことができるようになるとともに、社会全体としても医療費や介護費などの社会的コストの削減や医療現場等での人手不足の問題を解決することが可能



個人データ提供  
についての個人  
の参加・関与は  
どこまで？

正だけでなく負  
の影響の考慮  
は？

支援・救済の仕  
組みは？

出所:内閣府「Society 5.0  
新たな価値の事例（医療・  
介護）」

## 2. 事例から考える(2)：ものづくり・サービス

- 出所：経団連(2018) 「Society 5.0 – ともに創造する未来 –」 概要



個人データ提供  
提供についての  
個人の参加・  
関与はどこま  
で？

利便性とプラ  
イバシイのバ  
ランスにおけ  
る広告や情報  
提供の問題  
は？

## 2. 事例から考える(3) : AI活用

- 事例(業務効率化)
  - コールセンターへの導入例
  - 保育所の入所割り当て業務の効率化
  - AIを活用した来店者数予測
- 問題となりやすい場面
  - ターゲティング広告、プロファイリングによるダイレクトマーケティング
  - 金融機関の与信にAIによるスコアリング
  - 人事 (AI採用、従業員の監督におけるAI活用)

### 【懸念】

- データ利用により、個人情報保護やプライバシーへの影響
- 説明が十分なされないまま進むことへの社会不安
- AI が生み出す結果の説明が困難
- 自己コントロールがむずかしい
- 差別や社会的排除

<日本経団連 (2019年) 「AI活用戦略」より一部抜粋>

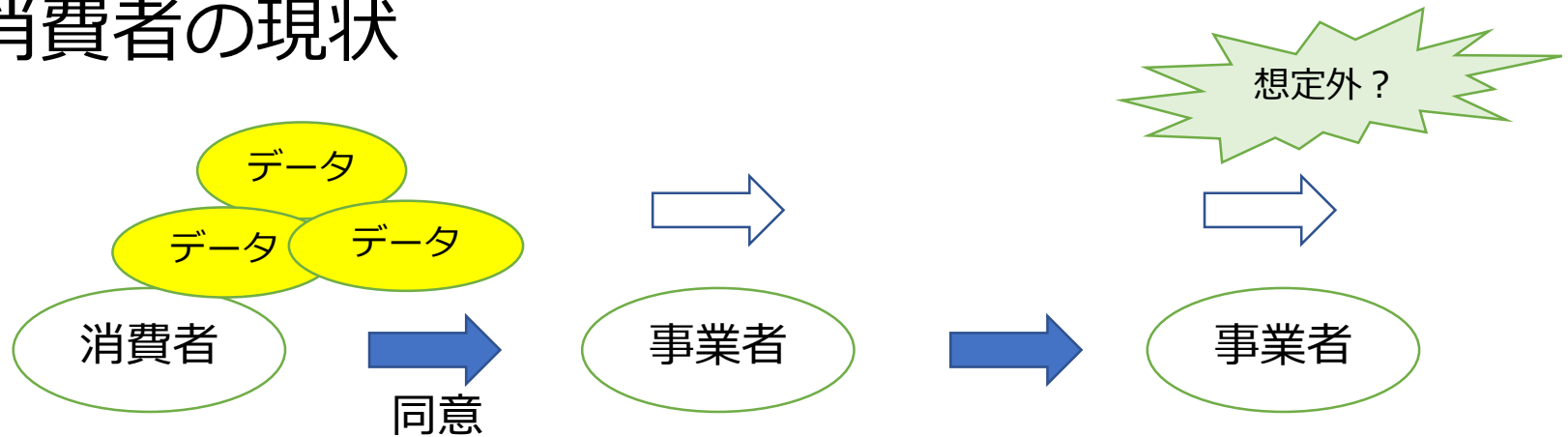
### 原則

#### **「信頼できる高品質 AI (Trusted Quality AI) の開発を行う**

公平性、アカウントビリティ、透明性等の確保による信頼性や、プライバシー、セキュリティ、ディペンダビリティを確保した高品質 AI の技術開発と、その運用基準・体制の確立を行う」

# 3. データ活用と個人・消費者(1)

## ・消費者の現状



### 消費者

- 本当に便益あるの？
- リスクはないの？
- 判断できるの？
- 安易に同意？
- 情報漏洩が不安
- 利用するためには仕方ない

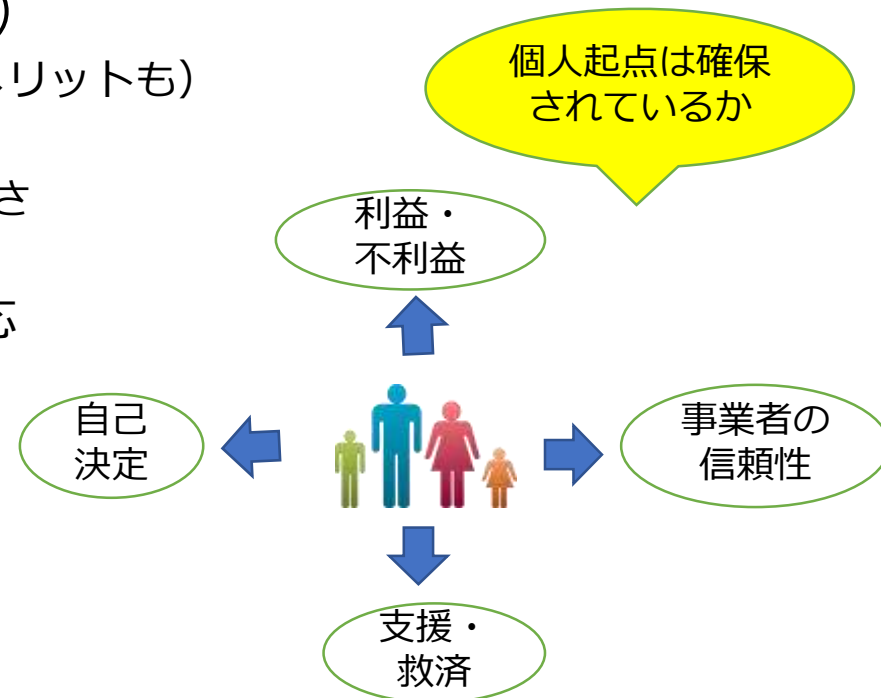
### 事業者

- 情報は十分？
- 判断できる情報を提供している？
- 情報はわかりやすい？
- 取組みは信頼できる？



### 3. データ活用と個人・消費者(2)

- 個人起点であるとはどういうことか
  - 利益・不利益（メリットの享受、デメリットの回避）の確認
    - メリット：利便性
    - デメリット：プライバシー、社会不安
  - 自己決定（自らが判断できる）
    - 判断情報の提供(メリット・デメリットも)
    - 範囲の明確化と拡大
    - アクセスの容易さ・わかりやすさ
  - 自己コントロールの限界への対応
    - 支援・救済
      - 消費者啓発・教育
      - 相談、紛争解決
    - 事業者の信頼性



## 4. ビジネスにおける取組み

- 「ビジネスと人権に関する指導原則」の枠組み(保護・尊重・救済枠組み)の活用
  - ①権利の保護・尊重
    - データ・AI活用のプロセスにおける取組み
      - 方針、人権デューディリジェンス、是正
    - ガバナンス (情報管理、透明性、相談体制)
    - 説明と対話
      - メリット(便益) とともにリスクの回避(注意点) の提供など
    - 消費者への支援 (消費者とのパワーバランスの考慮、情報の非対称性への考慮)
      - 個人のコントロール権の限界への対応 (サポート、啓発・教育)
  - ②救済
    - 被害の救済の仕組み
- SDGsへの責任と貢献
  - People(個人) が重要な要素
    - 理念「誰一人取り残さない」
  - 目標12(持続可能な生産消費)、目標9 (産業と技術革新の基盤をつくる)

# ■ 参考：消費者・個人の尊重と権利

- 個人尊重の社会（憲法第13条）
  - すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。
    - プライバシーの保護など
- 消費者にとっての個人尊重の社会（消費者の権利の尊重）
  - 消費者政策「消費者主役の社会」
    - 安全・安心、公正な社会(権利1、2、3、8)・・・安全の確保・プライバシーの尊重など
    - 自己決定権の尊重（権利4、5）
      - 自立・自律した消費者
    - 消費者支援（権利6、7）

## **消費者の権利**（消費者基本法第2条）

- 1.消費生活における基本的な需要が満たされる権利
- 2.健全な生活環境が確保される権利
- 3.安全が確保される権利
- 4.選択の機会が確保される権利
- 5.必要な情報が提供される権利
- 6.教育の機会が提供される権利
- 7.意見が施策に反映される権利
- 8.被害の救済がなされる権利